

令和2年8月28日

『BIZTREK給与Standard』『BIZTREK給与Perfect』

ユーザー様各位

株式会社マーベルコンピュータ

〒673-0041 兵庫県明石市西明石南町1-10-13

TEL.078-923-5536, FAX.078-922-6627

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前3-1-27-901

TEL.03-5786-3347, FAX.03-5786-3348

令和2年9月 厚生年金保険 標準報酬月額の上限定について

日頃より、当社製品をご使用いただきまして、誠に有り難うございます。

さて、令和2年9月1日より、厚生年金保険の従来の標準報酬月額の最高等級（第31等級・62万円）の上に、新たな等級（第32等級・65万円）が追加され、上限が引き上げられます。

※日本年金機構ホームページより

【改定前】				
月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			金額	被保険者負担分(折半額)
			18.300%	9.150%
第31級	620,000円	605,000円以上	113,460円	56,730円

【改定後】				
月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			金額	被保険者負担分(折半額)
			18.300%	9.150%
第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	113,460円	56,730円
第32級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円

これに伴いまして、「BIZTREK給与Standard」「BIZTREK給与Perfect」の「健保/厚生年金料額表」の改定が必要になりますのでご案内いたします。

つきましては、次頁の手順に従って、操作していただきますよう、お願いいたします。

なお、改定後の新等級に該当する被保険者がいる場合は、9月下旬以降、日本年金機構よりお知らせが届くこととなっておりますので、その時、該当の社員情報の厚生年金等級欄を変更してください。

【作業時期と手順】

「その他」メニューの「健保/厚生年金料額表」の改定

◆時期 9月の給与計算の後、10月の給与計算の前

通常、9月分の保険料は10月支給分給与から控除しますので、給与計算上で実際にこれらの改定を行う時期は、10月になります。10月の給与計算の前に、料額表の再計算と社員への適用処理を行って下さい。(ただし、9月分の保険料を9月支給分給与から控除している会社の場合は、9月の給与計算の前に行ってください。)

↓改定前の料額表

25	22	360,000	350,000	370,000	18,252	21,366	32,940	32,940
26	23	380,000	370,000	395,000	19,266	22,553	34,770	34,770
27	24	410,000	395,000	425,000	20,787	24,333	37,515	37,515
28	25	440,000	425,000	455,000	22,308	26,114	40,260	40,260
29	26	470,000	455,000	485,000	23,829	27,894	43,005	43,005
30	27	500,000	485,000	515,000	25,350	29,675	45,750	45,750
31	28	530,000	515,000	545,000	26,871	31,455	48,495	48,495
32	29	560,000	545,000	575,000	28,392	33,236	51,240	51,240
33	30	590,000	575,000	605,000	29,913	35,016	53,985	53,985
34	31	620,000	605,000	635,000	31,434	36,797	56,730	56,730
35	32	650,000	635,000	665,000	32,955	38,577		
36	33	680,000	665,000	695,000	34,476	40,358		

↓改定後の料額表

健康保険/厚生年金保険料額表 保険料再計算 料額適用 IMPORT EXPORT 印刷 終了

健康保険 料率は標準の支払額により算出されます。厚生年金保険 保険料率 厚生年金基金 保険料率

健康保険料率 一般 1.514% /1000 厚生年金保険料率 一般 183.00% /1000 厚生年金基金 保険料率 一般 0.00% /1000

介護保険該当者 113.77% /1000 校内員・船員 183.00% /1000 校内員・船員 0.00% /1000

●保険料率の1/2が被保険者負担額となります。 被保険者分増減処理 [50歳以下増減で51歳以上切り上げ (通常、50歳以下切り増で51歳以上切り上げ)です。]

健	厚	月	額	健康保険料		厚生年金保険料		厚生年金基金保険料	
				一般	介護該当	一般	校内員・船員	一般	校内員・船員
25	22	360,000	350,000	370,000	18,252	21,366	32,940	32,940	
26	23	380,000	370,000	395,000	19,266	22,553	34,770	34,770	
27	24	410,000	395,000	425,000	20,787	24,333	37,515	37,515	
28	25	440,000	425,000	455,000	22,308	26,114	40,260	40,260	
29	26	470,000	455,000	485,000	23,829	27,894	43,005	43,005	
30	27	500,000	485,000	515,000	25,350	29,675	45,750	45,750	
31	28	530,000	515,000	545,000	26,871	31,455	48,495	48,495	
32	29	560,000	545,000	575,000	28,392	33,236	51,240	51,240	
33	30	590,000	575,000	605,000	29,913	35,016	53,985	53,985	
34	31	620,000	605,000	635,000	31,434	36,797	56,730	56,730	
35	32	650,000	635,000	665,000	32,955	38,577	59,475	59,475	
36	33	680,000	665,000	695,000	34,476	40,358			
37		710,000	695,000	730,000	35,997	42,138			
38		750,000	730,000	770,000	38,025	44,512			
39		790,000	770,000	810,000	40,053	46,886			
40		830,000	810,000	855,000	42,081	49,260			

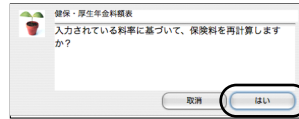
厚生年金等級「32」を入力し、保険料再計算ボタンをクリックすると、厚生年金保険料（一般：59,475円、校内員・船員：59,475円）が計算されます。

1 給与データのバックアップコピー（複製）

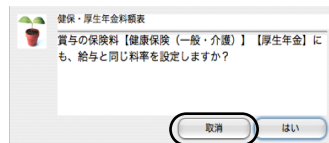
作業中のトラブルに備え、作業前に給与データのバックアップコピーをとってください。

2 厚生年金「32」等級の追加入力と、保険料再計算

- 1) メニューバー「その他」メニューから、「**健保/厚生年金料額表**」を選択します。
- 2) 現在の料額表が表示されます。(健康保険の「34」等級と厚生年金の「31」等級が同じ行にあり、厚生年金は「31」等級より下の等級は空欄になっています。)
- 3) 厚生年金「31」等級の下に「**32**」を入力します。
- 4) 次に、「**保険料再計算**」ボタンをクリックしますと、「・・・保険料を再計算しますか?」という確認画面（下図参照）が表示されます。ここで「はい」をクリックしますと、設定した料率に基づいた保険料が計算されます。



- 5) 引き続き、「賞与の保険料にも、給与と同じ料率を設定しますか?」という画面（下図参照）が表示されますが、**今回は料率は変わってないので「取消」**をクリックします。(間違っても「はい」をクリックした場合でも、同じ数値が上書きされるだけですので、問題ありません。)



※ここまでの、料額表の改定作業は終了です。

なお、日本年金機構から通知が来ましたら、「3」の操作を行います。

3 新等級該当社員がいる場合

日本年金機構から通知が来ましたら、該当する社員の社員情報の厚生年金等級欄に新等級を入力します。

基礎年金番号 [] 厚生年金基金に加入の場合 []

厚生年金番号 [] 基金番号 []

等級 参照 **32** 4% 70歳以上被用者

報酬月額 []

標準報酬月額 650,000 ↓2か所以上勤務者の控分額

厚生年金保険料 59,475 控分 []

厚生年金基金保険料 [] 控分 []

(従前改定年月) []年 []月 ↑2か所以上勤務者の控分額